

議案第14号

我孫子市鳥の博物館条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市鳥の博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

博物館法の一部改正に伴い、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市鳥の博物館条例の一部を改正する条例

我孫子市鳥の博物館条例（平成元年条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項 の規定により、博物館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、 博物館法（昭和26年法律第285号）第18条 の規定により、博物館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。